

徳島県告示第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、次のとおり告示し、申請書及び添付書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の変更に関し利害関係を有する者は、次により、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書（氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載したものを提出することができる）を提出することができる。

令和二年一月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請者等

1 申請者

(一) 名称 岸小三郎

(二) 住所 徳島市不動東町三丁目九 二番地の二

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

徳島市不動本町三丁目一六四七番地の一及び一六四七番地の二並びに一六五四番地の一の一部

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第七条第三号、第八号及び第十三号の二に掲げる焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

産業廃棄物にあつては、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、繊維くず、木くず、汚泥、動物の死体、動植物性残さ、動物系固形不要物、令第二条第十三号に規定する廃棄物、動物のふん尿、廃油、廃酸及び廃アルカリ
特別管理産業廃棄物にあつては、感染性産業廃棄物

5 申請年月日

令和元年十月十日

二 縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所

徳島県県民環境部環境指導課、徳島県徳島保健所及び徳島市役所

2 縦覧の期間

令和二年一月八日から
令和二年二月七日まで

3 縦覧の時間

午前九時から午後四時まで

三 意見書の提出期限及び提出先

1 意見書の提出期限

令和二年二月二十一日。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があれば受け付ける。

2 意見書の提出先

郵便番号七七 一八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県民環境部環境指導課

電話番号 八八―六二一―三二六八